

補助対象事業一覧

補助対象事業	事業概要・条件	補助率※	限度額※	補助対象経費	内容	申請時に必要な資料	実績報告時に必要な資料
1 国際的な電子商取引（越境EC）の取組	インターネットを通じて自社のモノやサービスを海外に販売する越境ECに関する取組（モール出店型、自社サイト型、出店・運営代行型、転送・購入代行型等）で、新たに始めるもの、若しくは既存の取組を強化するものであること。 越境ECにかかる出店費用以外の経費における月額利用料等については、対象経費として算入可能な金額は補助対象期間内のうち上限3か月分とする。	3分の2以内	40万円 ただし、重点事業に該当する場合は50万円 【重点事業】 ア「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術を有する企業 イ「低CO2川崎ブランド」認定製品・技術を有する企業 ウ「かわさき基準（KIS）」認定製品を有する企業 エ「かわさき名産品」認定製品を有する企業	出店費用	・越境ECサイト等への出店及び利用にかかる費用（出店料、登録料、契約料、利用料、手数料、出店・運営・転送・購入等代行費、海外決済口座開設費、オプションサービス費、設定費用等）を対象とします。 ・個々の販売商品にかかる販売手数料は対象外です。	・越境EC事業の概要が分かる資料	（出店費用/サイト構築費） ・出店・構築した越境ECサイトのプリントアウト等 （マーケティング・広報費用） ・調査・分析結果等 ・広告画面が確認できるインターネット画面のプリントアウト等
				サイト構築費	・越境ECサイト構築にかかる制作費用（サイト設計・構築、改修、デザイン、編集、Webページ（HTML等）作成、システム・カート利用等に要する費用）を対象とします。		
				コンテンツ制作費	・越境ECサイトで使用する画像・動画等の制作費用及び越境ECに供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル費用等を対象とします。		
				マーケティング・広報費用	・越境ECに係るマーケット調査、法令確認、ユーザー分析等の費用及び越境ECサイトへの誘客を目的としたWebプロモーション費用を対象とします。 ・新聞、雑誌、テレビ等のWeb以外のメディアを利用したプロモーション費用は対象外です。		
				運搬費	・指定倉庫までの輸送費、倉庫保管料、配送代行費等を対象とします。 ・個々の販売商品にかかる送料は対象外です。		
通訳翻訳費	・越境ECサイトの出店・構築等にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・サービス申込等にかかる費用は対象外です。						
2 海外事業者とのオンライン商談等の取組	日本語以外を主要な使用言語とし、自社製品等の海外への販路開拓を目的としたオンライン展示会・プラットフォーム等への参加や、海外事業者とのオンライン商談等を実施すること。本事業にかかる初期費用以外の経費における月額利用料等については、対象経費として算入可能な金額は補助対象期間内のうち上限3か月分とする。 〔想定活用例〕 ・海外のオンライン展示会への出展 ・海外CEOとのオンライン商談会への参加 ・海外のビジネスマッチングプラットフォームへの参加 ・コンサル業者がリストアップした海外事業者とのオンライン商談 ・海外事業者を対象とする自社開催によるオンライン展示会の実施	3分の2以内	20万円 ただし、重点事業に該当する場合は30万円 【重点事業】 ア「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術を有する企業 イ「低CO2川崎ブランド」認定製品・技術を有する企業 ウ「かわさき基準（KIS）」認定製品を有する企業 エ「かわさき名産品」認定製品を有する企業	参加費用	・オンライン展示会やプラットフォーム等への参加料、利用料及び付随費用（登録料、運営代行費、マッチングアカウント購入費、プレゼンテーション参加費、オプションサービス費等）を対象とします。	・実施内容の概要が分かる資料	（参加費用） ・商談のタイムテーブル等 ・ビデオ通話による商談の様子が分かる写真等 （コンテンツ制作費） ・作成物等 （マーケティング・広報費用） ・調査・リストアップ結果等 ・広告画面が確認できるインターネット画面のプリントアウト等
				コンテンツ制作費	・本事業を実施するために必要なWebページの作成やデジタルコンテンツ等の制作にかかる費用及び本事業に供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル費用等を対象とします。		
				マーケティング・広報費用	・プラットフォーム等を活用した市場調査や法令確認、ビジネスマッチングのアレンジ（商談先のリストアップ等）費用等及び本事業への誘客を目的としたWebプロモーション費用を対象とします。 ・新聞、雑誌、テレビ等のWeb以外のメディアを利用したプロモーション費用は対象外です。		
				運搬費	・本事業を実施するために必要なサンプル輸送費等を対象とします。		
				通訳翻訳費	・本事業の参加・実施にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・サービス申込等にかかる費用は対象外です。		
3 海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	自社の従業員等が現地に出張し、販売先・仕入先等の発掘や現地経済情勢、投資環境等の調査を行うこと。ただし、補助対象者以外のものが主催する視察会（ミッション）、商談会等に参加して実施するものではないこと。	3分の2以内	10万円	調査委託費	・コンサルタント等に現地の市場や投資環境、法令確認、販売先・仕入先等に関する調査を委託する費用を対象とします。 ・自社の従業員等が現地を訪問することが条件のため、コンサルタント等に委託する経費のみの場合は対象外です。	（調査委託費） ・調査会社の会社概要等 ・委託内容の概要が分かる資料	（調査状況を確認できる写真等） （調査委託費） ・調査結果等 （航空費） 航空機に搭乗したことが分かる資料 （外国語印刷物等の制作費） ・作成物等
				通訳翻訳費	・調査の実施にかかる通訳翻訳費用を対象とします。		
				航空費	・燃油サーチャージ等も対象とします。 ・交付決定日以降に渡航を開始するものが対象となります。（交付決定前に手配済の航空券は対象とします。） ・コンサルタント等の代理人の出張にかかる航空費は対象外です。 ・航空費は合理的かつ経済的な経路による妥当な運賃とします。領収書等で、利用者・利用日・支払額が確認できるものに限り対象とします。 ・滞在期間中に補助対象事業と関係のない行程が組み込まれているときは、補助対象事業にかかる経費を明確に判別できる場合に限り対象とします。		
				外国語印刷物等の制作費	・調査で使用する外国語の企業・製品紹介、PR映像、企画提案書などの制作にかかる費用を対象とします。 ・外国語は、英語または現地の公用語に限り対象とします。		
4 海外で開催される展示会等への出展	自社が出展の主体となり、自社の製品・技術・商品・サービスの販路拡大を目的とした海外で開催される出展料の支払いを伴う展示会等への出展等を行うこと。ただし、自社が主催又は運営に携わる展示会等ではないこと。	3分の2以内	20万円 ただし、重点事業に該当する場合は30万円 【重点事業】 ア「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術を有する企業 イ「低CO2川崎ブランド」認定製品・技術を有する企業 ウ「かわさき基準（KIS）」認定製品を有する企業 エ「かわさき名産品」認定製品を有する企業	出展費用	・出展にあたり申込（契約）や出展費用の支払いを補助対象期間前に実施しているものも対象とします。 ・出展ブースの装飾に関する造作委託費、什器・備品等のリース代、光熱水費（設営工事委託費含む）も対象とします。 ・申請者を含む複数事業者による共同出展も認めますが、その場合は、申請者が申込や支払いの実施主体となり、かつ、出展ブース内や展示会の出展者リスト等に申請者または申請者のブランド名が表示される場合に限り対象とします。 ・懇親会、パーティーなどの参加費は対象外です。	・展示会等の概要（出展料等を含む）が分かる資料	（外国語印刷物等の制作費） ・作成物等
				通訳翻訳費	・出展にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・出展申込等にかかる費用は対象外です。		
				運搬費	・出展にあたり自社の製品等を展示会場に運搬（往復）する費用を対象とします。		
				外国語印刷物等の制作費	・展示会等で使用する外国語の企業・製品紹介、PR映像、企画提案書などの制作にかかる費用を対象とします。 ・外国語は、英語または現地の公用語に限り対象とします。		
5 海外展開に必要な国際認証等の取得	海外市場への参入に際して、必要となる認証制度の取得手続きを行うこと。	3分の2以内	40万円	審査費用	・国際認証等の取得手続きにあたり、外部審査機関等のコンサルティング、代理店設定費用（取得時に設定が必須である場合に限る）、審査、証明等にかかる費用を対象とします。	・取得予定の国際認証等の概要が分かる資料 ・審査機関等の会社概要等	・国際認証等の取得手続きを行ったことが確認できる資料
				認証・登録費用	・認証機関等に支払う登記料または登録料に類する初回の経費に限り対象とします。 ・更新や実質、更新にあたる場合（既に同じ製品・サービス等で認証を受けた実績があるなど）は対象外です。		

※二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計40万円（※重点事業の場合は合計50万円）を限度額とします。予算額に達する場合は予算の範囲内での交付となります。